

輸入差止件数は2年連続の2,000件超

(令和7年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和7年の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が、令和6年から2年連続で2,000件超

- 輸入差止件数は2,157件で、前年比2.3%の増加となりました。
- 輸入差止点数は45,077点で、前年比41.2%の減少となりました。

仕出国（地域）別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに中国、ベトナムで9割

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の47.1%（1,017件）を占め最多となり、次いでベトナムが全体の41.0%（885件）となりました。
- また、仕出国（地域）別の輸入差止点数でも、中国が全体の80.3%（36,196点）を占め最多となり、次いでベトナムが全体の13.6%（6,137点）となりました。

知的財産別：特許権侵害物品の輸入差止点数が前年比大幅増

- 知的財産別の輸入差止件数、輸入差止点数ともに、商標権侵害物品が引き続き最多となりました。
- 特許権侵害物品の輸入差止点数が前年比約2.2倍の増加となりました。

品目別：「自動車付属品」の輸入差止点数が増加

- 品目別の輸入差止件数では、衣類、バッグ類、靴類で全体の約67%を占め、令和6年と同水準となりました。
- 品目別の輸入差止点数では、自動車付属品が前年比約2.7倍の増加となりました。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】

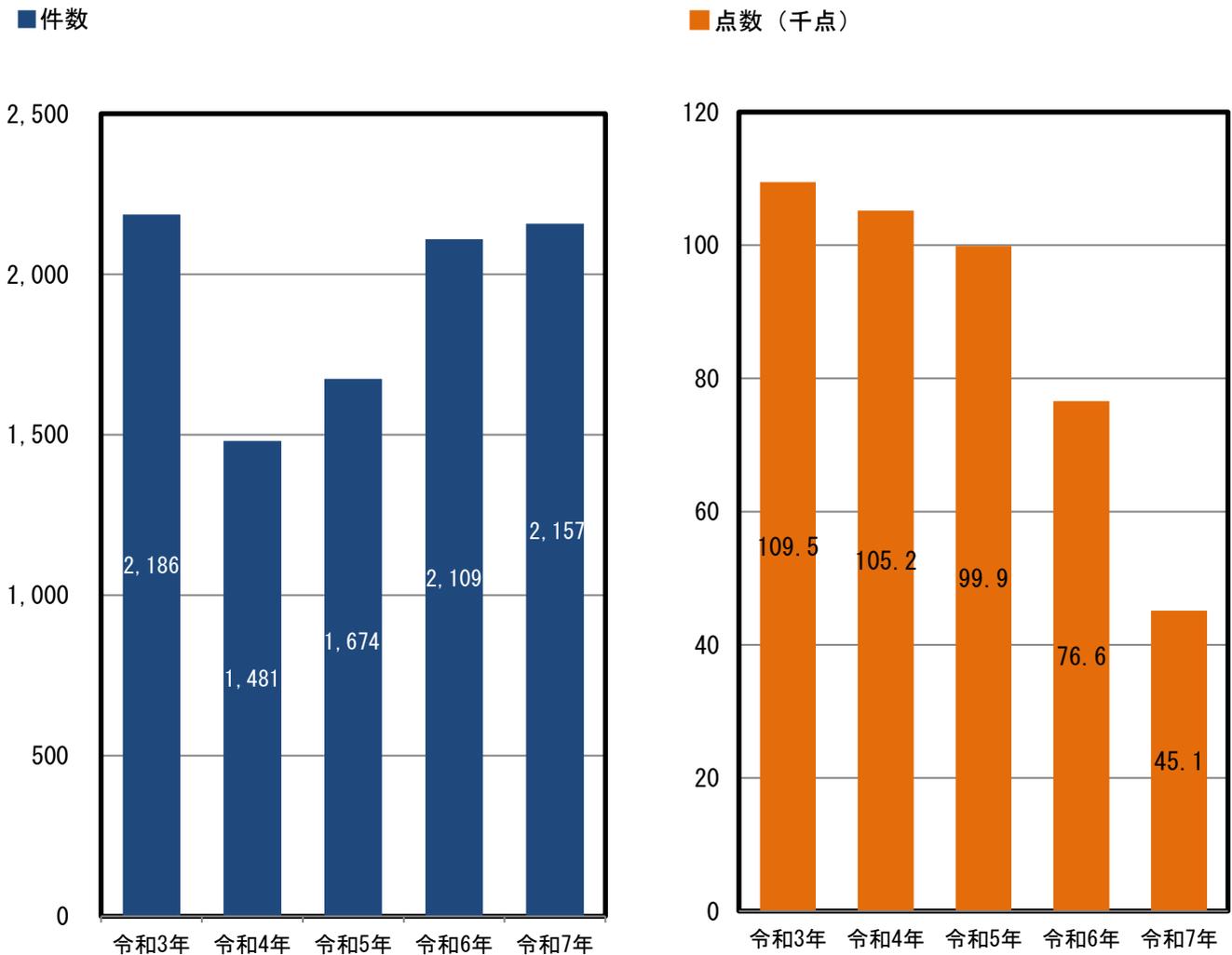
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

令和7年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、2,157件で、前年比2.3%の増加となりました。
- 輸入差止点数は、45,077点で、前年比41.2%の減少となりました。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

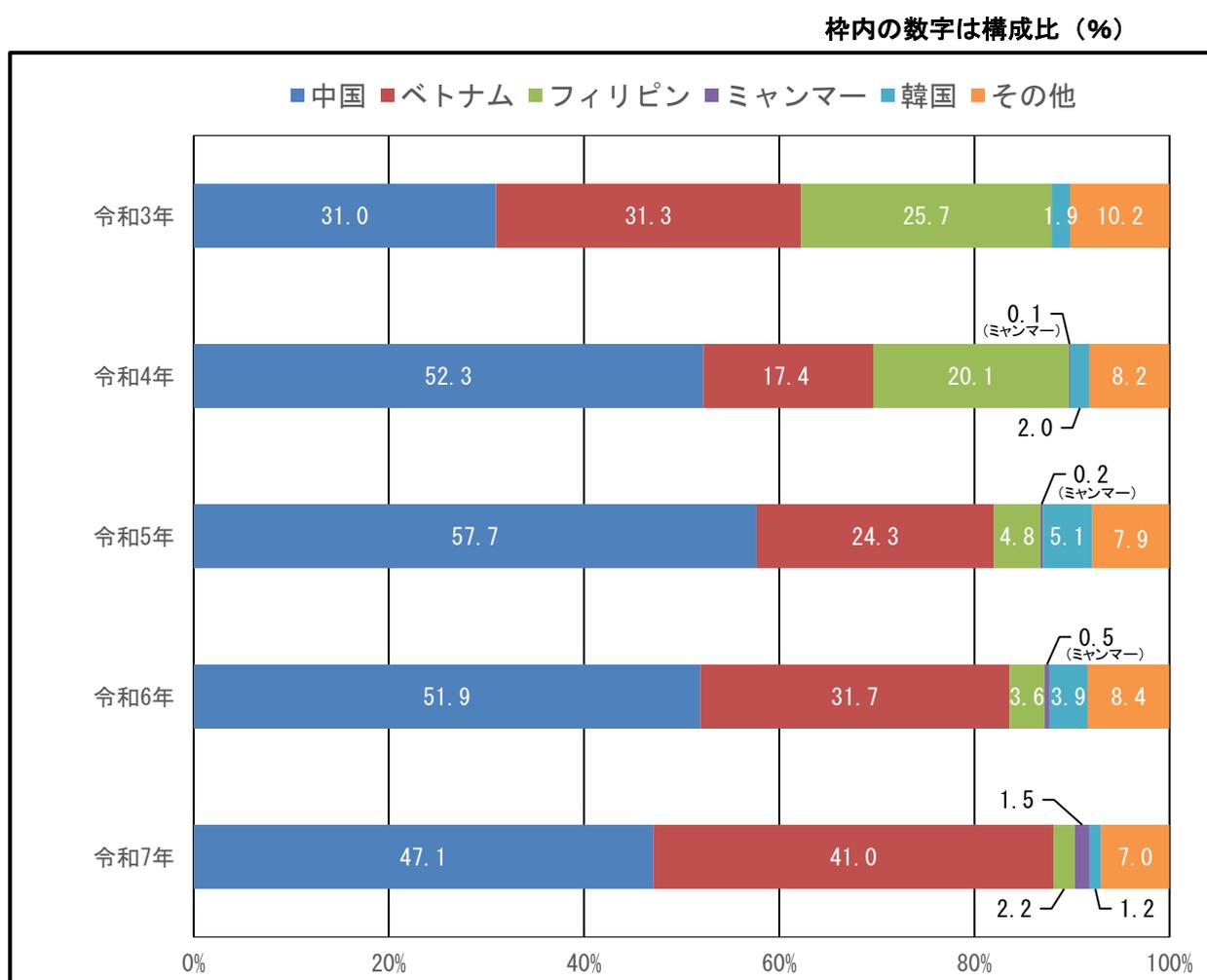
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、前年同様、中国が首位となりました。
中国を仕出しとするものが1,017件（構成比47.1%、前年比7.0%減）、次いでベトナムが885件（同41.0%、同32.3%増）、フィリピンが47件（同2.2%、同37.3%減）でした。
- 輸入差止点数は、前年同様、中国が首位となりました。
中国を仕出しとするものが36,196点（構成比80.3%、前年比41.7%減）、次いでベトナムが6,137点（同13.6%、同3.1%増）、マレーシアが749点（同1.7%、同約125倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



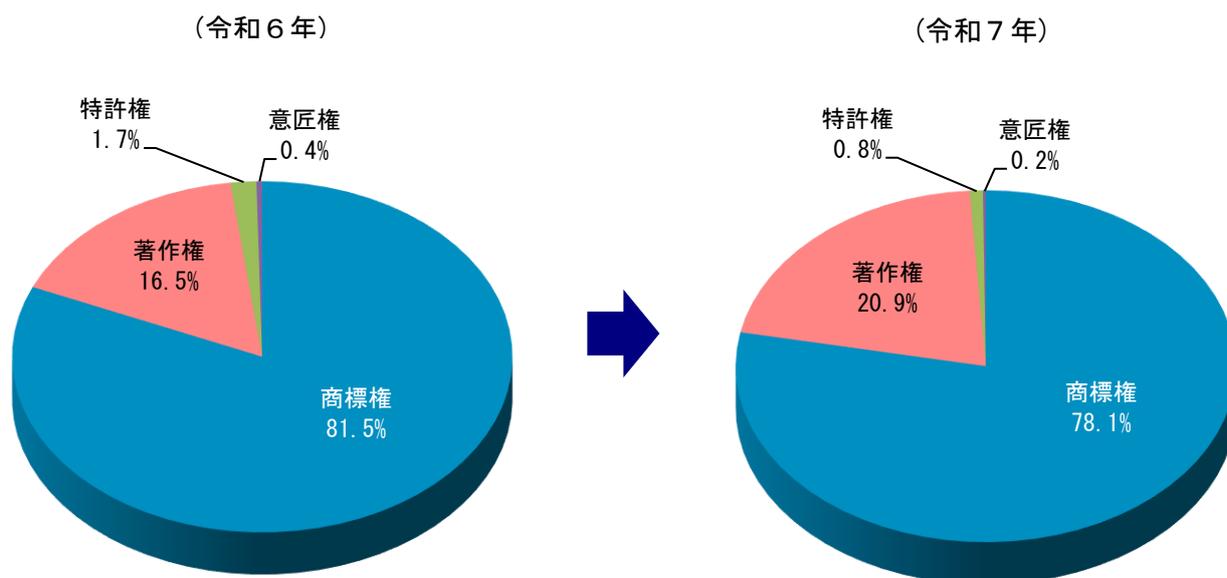
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

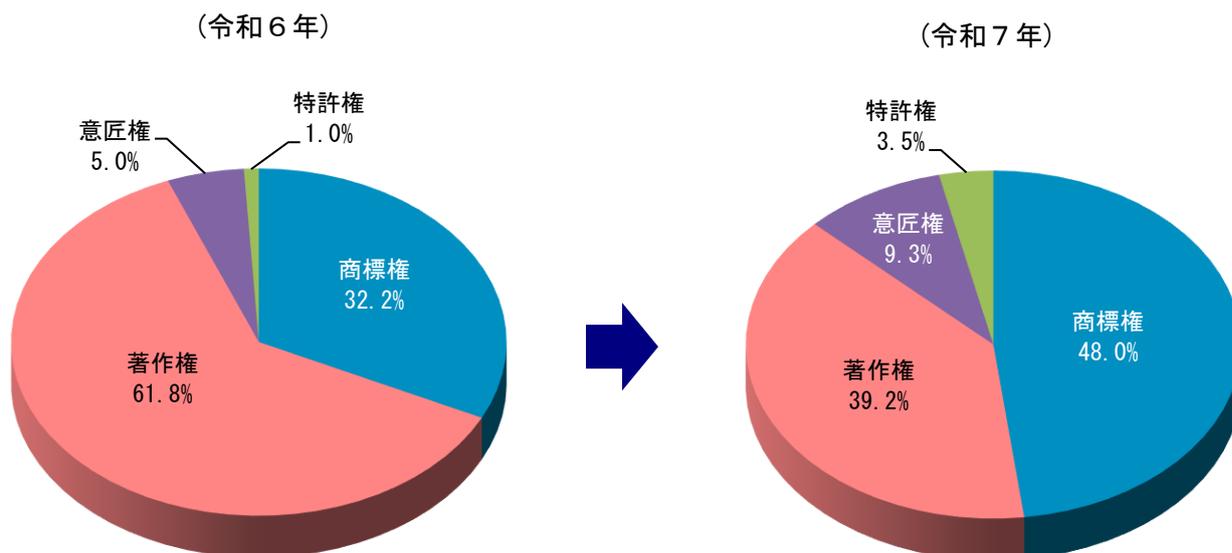
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が1,746件（構成比78.1%、前年比3.3%減）で大半を占めました。
- 輸入差止点数は、著作権侵害物品が17,648点（同39.2%、同62.7%減）に減少する一方で、特許権侵害物品が1,595点（同3.5%、同約2.2倍）に増加しました。

知的財産の保護対象は、13ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

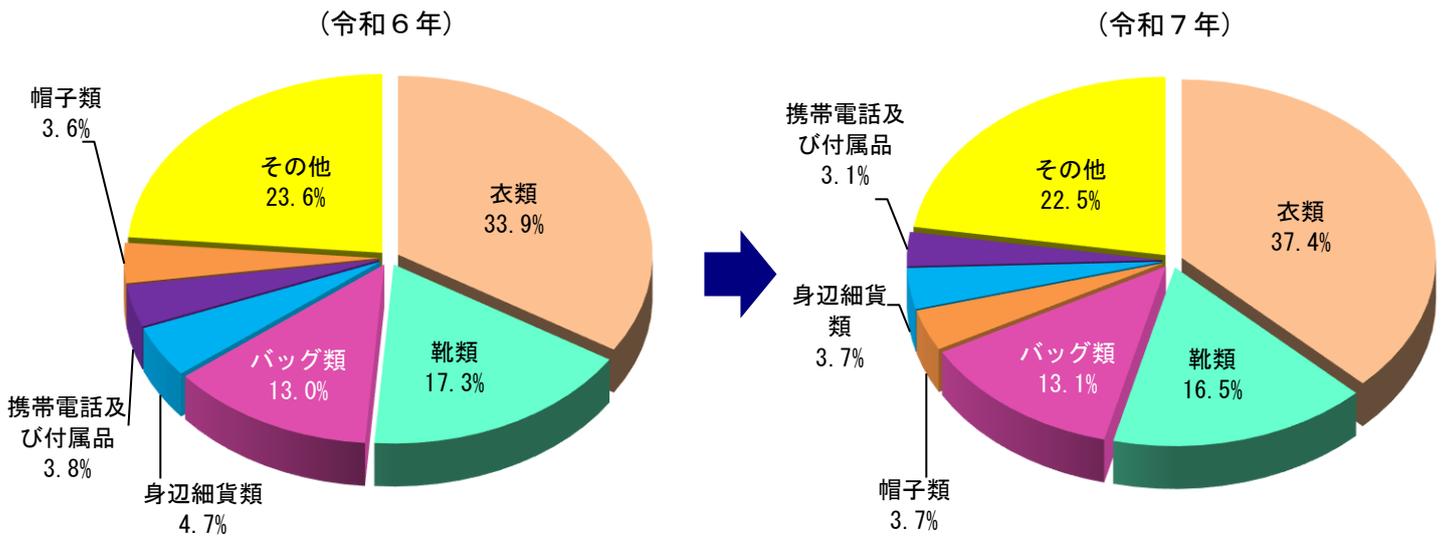


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

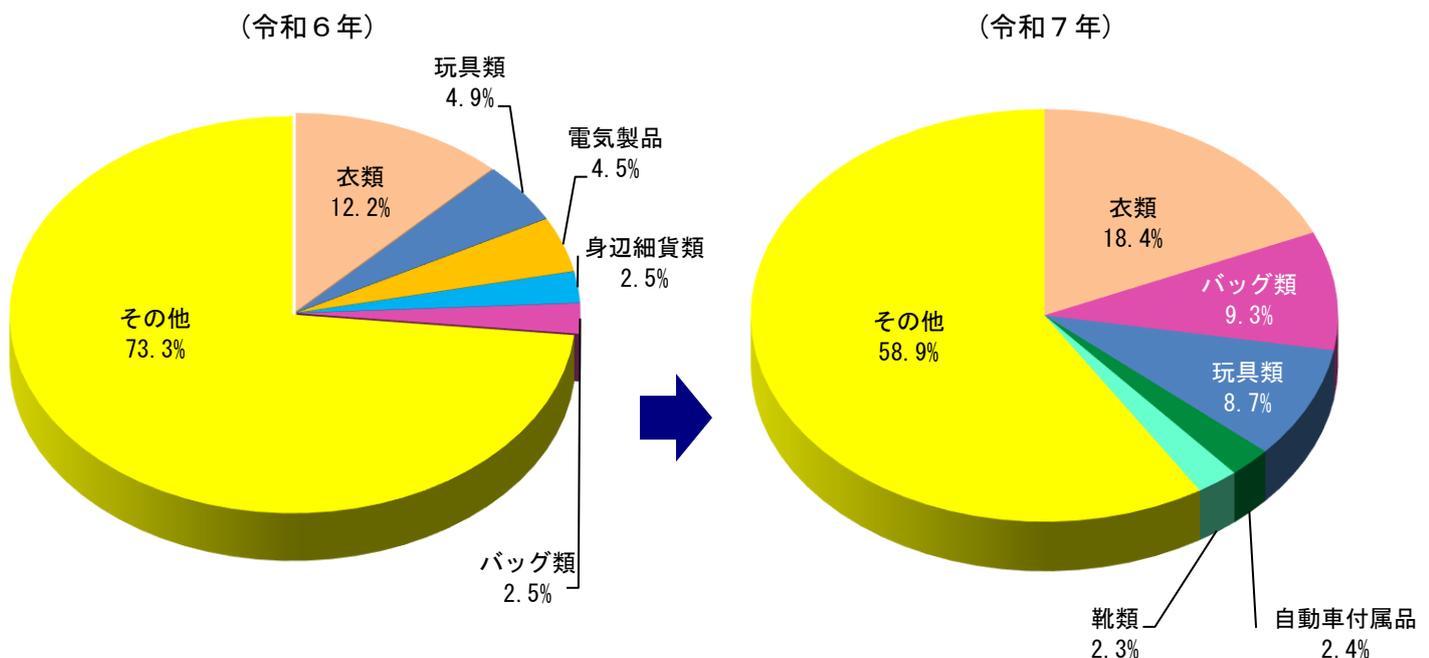
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が1,077件（構成比37.4%、前年比3.9%増）と最も多く、次いで靴類が475件（同16.5%、同10.2%減）、バッグ類が378件（同13.1%、同5.3%減）でした。
- 輸入差止点数は、衣類が8,304点（構成比18.4%、前年比11.4%減）、バッグ類が4,190点（同9.3%、同約2.2倍）で、自動車付属品が1,060点（同2.4%、同約2.7倍）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

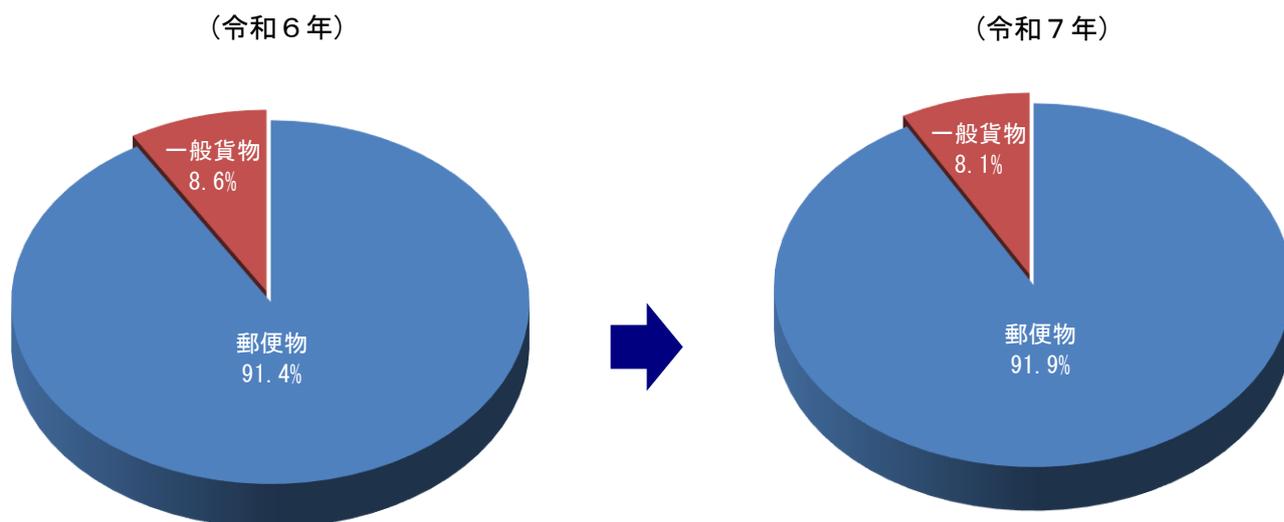


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

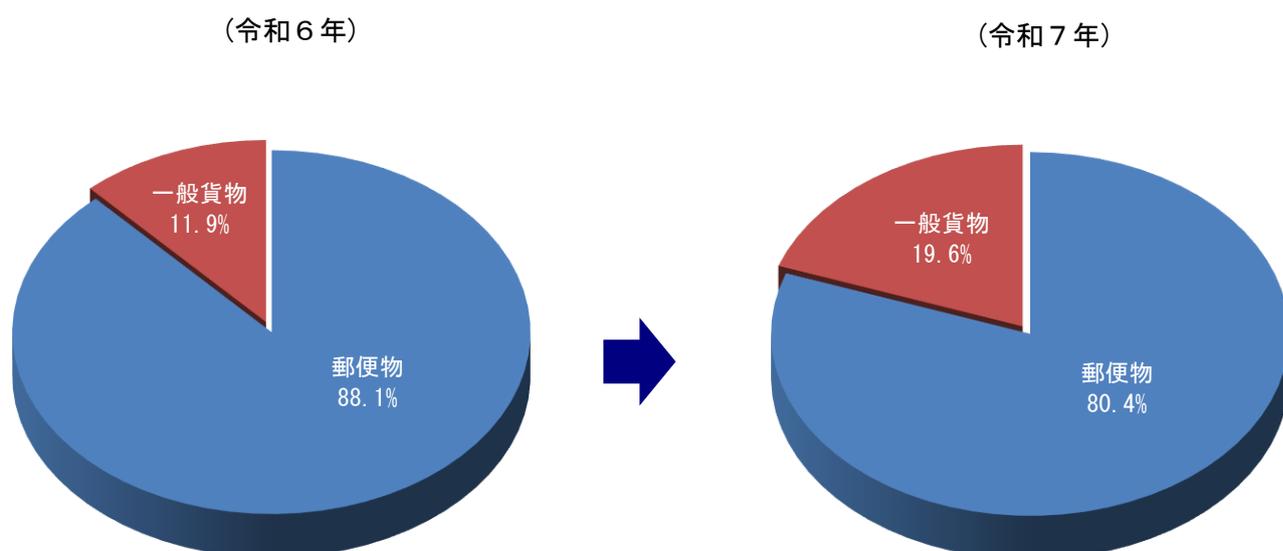
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が1,982件（構成比91.9%、前年比2.9%増）で大半を占めており、一般貨物は175件（同8.1%、同3.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が36,245点（構成比80.4%、前年比46.3%減）、一般貨物が8,832点（同19.6%、同3.0%減）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



令和7年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
中国	677	775	966	1,094	1,017	93.0%	47.1%
ベトナム	685	257	407	669	885	132.3%	41.0%
フィリピン	561	298	80	75	47	62.7%	2.2%
ミャンマー	0	1	3	11	32	290.9%	1.5%
韓国	41	29	85	83	26	31.3%	1.2%
シンガポール	20	7	3	13	21	161.5%	1.0%
香港	15	8	13	13	16	123.1%	0.7%
マレーシア	2	3	3	1	15	1500.0%	0.7%
台湾	8	6	1	7	15	214.3%	0.7%
インドネシア	13	15	11	12	15	125.0%	0.7%
上記以外の国	164	82	102	131	68	51.9%	3.2%
合計	2,186	1,481	1,674	2,109	2,157	102.3%	100.0%

（注1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
中国	81,346	85,306	86,611	62,053	36,196	58.3%	80.3%
ベトナム	10,479	4,065	6,785	5,953	6,137	103.1%	13.6%
マレーシア	5	21	21	6	749	12483.3%	1.7%
フィリピン	11,668	4,842	946	1,740	475	27.3%	1.1%
香港	904	199	1,992	3,267	349	10.7%	0.8%
インドネシア	80	110	112	27	255	944.4%	0.6%
韓国	721	2,146	1,716	1,619	222	13.7%	0.5%
ミャンマー	0	4	15	35	176	502.9%	0.4%
シンガポール	1,905	7,579	149	333	154	46.2%	0.3%
タイ	1,740	532	1,185	456	136	29.8%	0.3%
上記以外の国	624	404	400	1,126	228	20.2%	0.5%
合計	109,472	105,208	99,932	76,615	45,077	58.8%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
特許権	27	49	51	37	19	51.4%	0.8%
	1,038	2,110	923	741	1,595	215.2%	3.5%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	11	10	9	8	4	50.0%	0.2%
	11,050	985	32,185	3,847	4,193	109.0%	9.3%
商標権	2,094	1,319	1,448	1,806	1,746	96.7%	78.1%
	84,396	78,437	47,202	24,659	21,641	87.8%	48.0%
著作権	141	171	243	365	467	127.9%	20.9%
	12,988	23,676	19,622	47,368	17,648	37.3%	39.2%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	2,186	1,481	1,674	2,109	2,157	102.3%	100.0%
	109,472	105,208	99,932	76,615	45,077	58.8%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
衣類	1,394	668	789	1,037	1,077	103.9%	37.4%
靴類	411	220	326	529	475	89.8%	16.5%
バッグ類	505	321	337	399	378	94.7%	13.1%
帽子類	176	117	93	111	107	96.4%	3.7%
身辺細貨類	102	94	92	143	107	74.8%	3.7%
携帯電話及び付属品	170	111	100	117	89	76.1%	3.1%
玩具類	22	27	38	68	87	127.9%	3.0%
自動車付属品	21	26	31	67	43	64.2%	1.5%
ベルト類	62	35	34	47	39	83.0%	1.4%
キーホルダー類	33	30	35	48	38	79.2%	1.3%
文具類	10	2	18	37	37	100.0%	1.3%
布製品	24	57	34	52	33	63.5%	1.1%
家庭用雑貨	8	32	37	36	28	77.8%	1.0%
コンピュータ製品	17	18	21	11	22	200.0%	0.8%
紙製品	6	10	13	25	20	80.0%	0.7%
上記以外の品目	223	271	308	331	300	90.6%	10.4%
合計	2,186	1,481	1,674	2,109	2,157	102.3%	100.0%

（注1） 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
衣類	20,721	7,720	9,694	9,370	8,304	88.6%	18.4%
バッグ類	3,662	3,161	2,419	1,896	4,190	221.0%	9.3%
玩具類	493	10,598	1,848	3,779	3,943	104.3%	8.7%
自動車付属品	2,019	2,919	2,041	396	1,060	267.7%	2.4%
靴類	1,691	1,057	775	988	1,044	105.7%	2.3%
身辺細貨類	1,397	3,325	1,755	1,944	957	49.2%	2.1%
紙製品	281	640	834	667	806	120.8%	1.8%
キーホルダー類	1,228	656	972	333	635	190.7%	1.4%
コンピュータ製品	973	992	2,960	155	501	323.2%	1.1%
電気製品	10,401	1,558	1,071	3,430	403	11.7%	0.9%
帽子類	785	1,094	433	419	399	95.2%	0.9%
携帯電話及び付属品	3,244	7,409	1,708	902	295	32.7%	0.7%
運動用具	769	556	2,659	263	259	98.5%	0.6%
バッグ類付属品	2	0	9	64	216	337.5%	0.5%
文具類	505	111	192	347	213	61.4%	0.5%
上記以外の品目	61,301	63,412	70,562	51,662	21,852	42.3%	48.5%
合計	109,472	105,208	99,932	76,615	45,077	58.8%	100.0%

（注1）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
郵便物	1,891	1,245	1,523	1,927	1,982	102.9%	91.9%
	43,917	97,423	62,499	67,513	36,245	53.7%	80.4%
一般貨物	295	236	151	182	175	96.2%	8.1%
	65,555	7,785	37,433	9,102	8,832	97.0%	19.6%
合計	2,186	1,481	1,674	2,109	2,157	102.3%	100.0%
	109,472	105,208	99,932	76,615	45,077	58.8%	100.0%

(注1) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

7. 輸出差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
自動車 付属品	0	0	2	3	3	100.0%	75.0%
	0	0	2	3	3	100.0%	75.0%
衣類	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	1	全増	25.0%
合計	0	0	2	3	4	133.3%	100.0%
	0	0	2	3	4	133.3%	100.0%

(令和7年 仕向国：アメリカ、モンゴル、アラブ首長国連邦 権利：商標権)

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

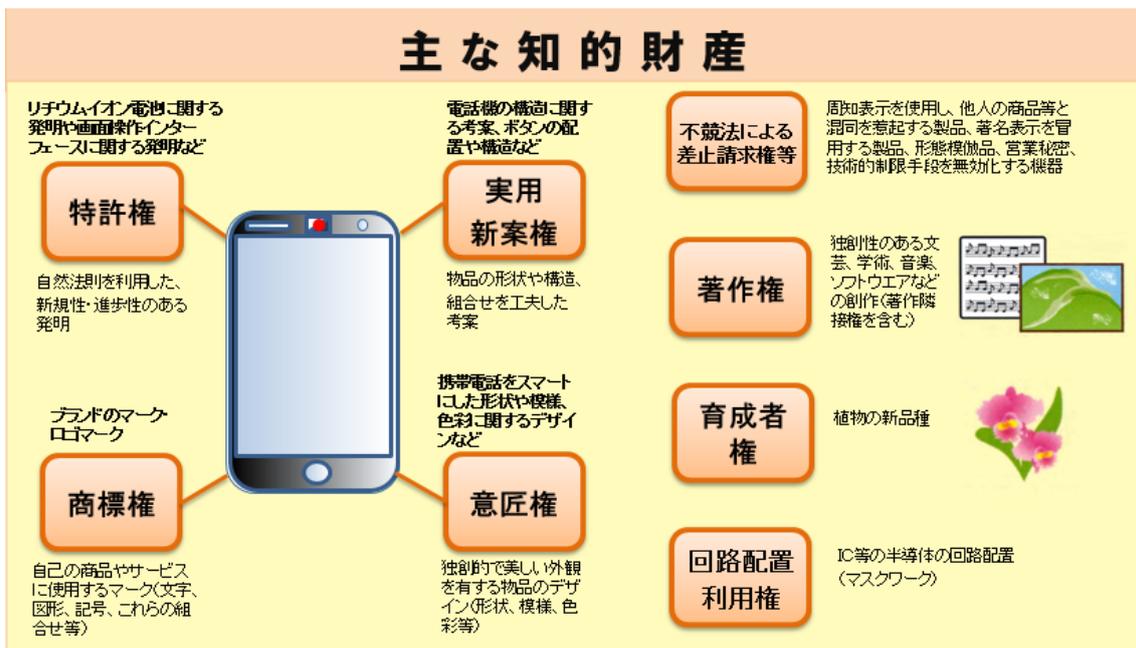
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑨ の 2 意匠権又は商標権で海外事業者を仕出人とする模倣品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。